

結婚カップルにおける主観的厚生格差と離婚選択
—日本と韓国の家計パネルデータを用いた親権に関する比較研究—

**The Gap of Subjective Well-being and Divorce in a Married Couple:
A Comparative Study on Child Custody using Household Panel Data
in Japan and Korea**

萩原里紗 (Risa, HAGIWARA)

明海大学経済学部 (Faculty of Economics, Meikai University)

結婚カップルにおいて、主観的厚生格差と離婚選択の間には深い関係があることが、先行研究で指摘されている。主観的厚生格差が離婚選択に与える影響については、既にオーストラリア、ドイツ、イギリスのデータを用いて研究が行われており、主観的厚生格差が大きいカップルほど、とりわけ、妻の主観的厚生の方が夫の主観的厚生よりも小さいカップルほど、離婚しやすいことが明らかにされている。この結果から、イギリスやヨーロッパにおいては、女性のほうが離婚選択の主導権を握っていると考えられ、結婚生活を維持し続けるためには、夫は妻よりも幸せにならないほうがよいことが、先行研究では述べられている。

しかし、アジア諸国の結婚カップルにおいてはどうかであろうか。アジアのデータを用いて同じ推定を行った場合、そのような結果は得られない可能性がある。なぜならば、アジア諸国では、女性はまだ経済的に弱い立場に置かれており、たとえ離婚したとしても、特に子どものいる状態で離婚した場合、女性は生活をするのが難しいためである。

このように、アジアとイギリス・ヨーロッパとの間に違いがあるだけでなく、同じアジアの国々でも、主観的厚生格差と離婚選択の関係は異なる可能性がある。その要因の1つが親権のあり方である。子どものいる親が離婚をするかどうかを選択する際、子どもの親権は離婚後の効用水準を決定する要因となるため、重要な役割を果たす。本研究では、子どもは親にとって効用をもたらしてくれる財であると考え、親権のタイプによって、離婚後に子どもが(準)公共財と私的財のどちらになるかに影響し、そのことにより両親の効用水準、そして離婚選択にどのような影響を与えるかについて考える。親権のタイプには、単独親権と共同親権の2つがある。単独親権とは、日本でみられる親権のあり方であり、離婚後に親権が父親か母親の片方に移るという特徴を持つ。単独親権の場合、離婚前の両親にとって、子どもは(準)公共財であり、父親と母親の両方が子どもをともに育てることを通じて効用を得ていたものの、離婚後は親権が片方に移るため、子どもが私的財になる。一方、共同親権とは、韓国でみられる親権のあり方であり、離婚後においても親権が父親と母親の両方にあるという特徴を持つ。共同親権の場合、離婚前と離婚後ともに両親にとって、子どもは(準)公共財であり、離婚後も父親

と母親はともに子どもから効用を得る。しかし、効用の享受の仕方には、子どもが親のどちらと住むかなどによって、父親と母親とで差が生じる。

親権のタイプの違いが主観的厚生、そして離婚選択にどのような影響を及ぼすかについての理論的分析においては、ベッカー・コースの定理 (Becker-Case theorem) を用いる。ベッカー・コースの定理では、離婚後の効用水準が離婚前の効用水準よりも高ければ、離婚が決定されることを明らかにしている。カップルにおける主観的厚生格差は離婚を選択させるトリガーとしての役割を担うものの、主観的厚生格差があるからといって必ずしもそうなるとは限らない。その理由は、親権のあり方の違いによって、効用フロンティアの形状が離婚前後で異なり、それに付随して離婚の選択の傾向も変わるためである。この点については、データを用いて分析をしてみない限り、定かではない。

そのため、本研究では、1) 結婚カップルにおける主観的厚生格差は統計的に有意に離婚確率を高めるのか、2) 親権の違いにより、離婚選択への影響は異なるのかを、日本と韓国のデータを使って明らかにする。本研究で使用するデータは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターの「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey/Keio Household Panel Survey: JHPS/KHPS)」と韓国労働研究院 (Korea Labor Institute) の「韓国労働パネル調査 (Korean Labor and Income Panel Study: KLIPS)」の個票データである。これらパネルデータを用いて、韓国と日本の親権のあり方の違いによる主観的厚生格差と離婚選択との関係について比較研究を行う。

キーワード：

主観的厚生、離婚、親権、日本、韓国、パネルデータ分析

JEL Classification: I31, J12, K36

本稿を執筆するにあたって、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターからは、「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey/Keio Household Panel Survey: JHPS/KHPS)」と韓国労働研究院 (Korea Labor Institute) からは、「韓国労働パネル調査 (Korean Labor and Income Panel Study: KLIPS)」の個票データの提供を受けた。ここに記して、深く感謝の意を表したい。ただし、本稿にある全ての誤りは、筆者に責があることは言うまでもない。